

# 小郡市男女共同参画 推進条例のあらまし



小郡市では、男女が互いに人権を尊重し、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択でき、自分らしく生きる喜びを感じることができる社会を市民の皆さんと一緒につくっていかうと、「小郡市男女共同参画推進条例」を制定しています。

条例の内容を理解していただき、誰もが性別によって差別されることなくいきいきと活動できるまちとなるよう、市民の皆さんのご協力をお願いします。

## ●6つの基本理念（第3条）

### 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別によって差別されることなく、能力を発揮する機会を確保されること、男女の人権が尊重されること。

### 社会の制度や慣行についての配慮

男女が社会のどのような分野で活動するときにも、性別による固定的役割分担にとらわれず、自らの意思と責任の下に活動を選択できるよう配慮されること。

### 政策等の立案・決定への参画

市の政策や、企業や団体の方針の立案・決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。

### 家庭生活と他の活動の両立

家族が、お互いの協力と社会の支援によって、家事や子育て、介護などの家庭生活の活動と仕事や地域活動などの社会活動が両立できること。

### 性と生殖に関し 健康的な生活を営む権利の尊重

対等の関係の下で、お互いの性や生殖に関して理解を深め、生涯を通じて健康的な生活を営む権利があること。

### 国際的協調

男女共同参画は、国際的な取組の一環であるので、国際的な取組と協調して行うこと。

# 男女共同参画社会の実現に向けて

## ●責務と役割（第4条～第9条）

### 市の責務

市は、基本理念にのっとり男女共同参画を総合的、計画的に進めなければなりません。そのために国や他の地方公共団体、市民等とも連携し協力しなければなりません。また、市が行う様々な施策について男女共同参画の推進に配慮しなければなりません。

### 市民の役割

（市民…市内に居住、通勤通学、市内で活動する人）

基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる場面で男女共同参画を推進するよう努めましょう。また、市が進める男女共同参画の施策に協力するよう努めましょう。

### 事業所の役割

（事業所…市内で営利非営利を問わず事業を行っている個人、法人、団体）

基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画を推進するよう努め、市が進める男女共同参画の施策に協力するよう努めましょう。また、従業員等が就業と家庭生活の両立ができるよう就業環境の整備や、男女共同参画に関する情報の提供に努めましょう。

### 補助金交付団体の役割

（補助金交付団体…市から補助金を受けている団体）

基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画を推進するよう努め、市が進める男女共同参画の施策に協力するよう努めましょう。また、団体の構成員に男女共同参画に関する情報の提供をするよう努めましょう。

### 地域組織等の役割

（地域組織等…自治会や地縁団体、地域で活動する団体や学習グループ）

基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努め、市が進める男女共同参画の施策に協力するよう努めましょう。

### 教育に携わるものの役割

（教育に携わるもの…学校教育や社会教育などに携わるもの）

基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努め、市が進める男女共同参画の施策に協力するよう努めましょう。

## ●性別による差別及び人権侵害行為の禁止（第10条）

すべての人は性別による差別的取り扱いをしたり、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど人権を侵害するような行為をしたりすることは許されません。

## ●市が行う基本的な施策（第11条～第20条）

### 総合的な施策の推進

男女共同参画計画を策定します。計画の策定、変更時には、市民からの意見を反映させ、小郡市男女共同参画社会推進審議会の意見を聴いて公表します。計画の推進状況も審議会の意見を聴き公表します。

### 施策の立案、決定過程への参画推進

市の附属機関の委員の数が男女どちらかに偏らないようにします。職員の能力と意欲に応じた登用、就業環境の整備をし、女性の職域拡大、意識向上の機会の確保に努めます。

### 啓発、広報、教育、学習の充実と情報の収集・提供や調査研究の実施・公表

男女共同参画社会の形成に向けた啓発や広報を行うとともに、教育や学習機会の充実を図ります。男女共同参画に関する情報の収集・提供や調査研究の実施・結果の公表をします。

### 市民等や事業者への支援、家庭生活における活動と他の活動の両立への支援

市民、事業者、補助金交付団体、地域組織等と協力して男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画に関する相談、助言、啓発、情報提供等を行います。育児、介護、家事などの家庭での活動と地域活動や仕事などの活動とを両立できるよう必要な支援を行います。

### 市から公衆に表示される情報に関する措置

市は、公衆に表示する情報（広報、ホームページ、チラシ、冊子など）において、性別による固定的な役割分担や男女間の暴力を助長・連想させるような表現、過度な性的表現、男女共同参画の推進を妨げるような表現をしてはなりません。

### 暴力の防止と被害者の支援

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等を防止する施策を講じるよう努めるとともに被害者の相談、支援を行います。

### 相談の充実

性別による差別的取扱いや男女共同参画の推進を妨げるようなことによる人権侵害について市民からの相談があった場合は、関係機関と連携して適切な対応をするよう努めます。

## 用語解説

- 男女共同参画** 男女が、社会の対等な構成員として、自分の意思で社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うことをいいます。
- 性別による固定的役割分担** 男女を問わず個人の能力等によって役割を分担することが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。
- ドメスティック・バイオレンス(DV)** 夫婦等の親密な関係にある男女間での個人の尊厳を侵すような身体的、性的、精神的、経済的及び言語的暴力又は虐待をいいます。子どもに対して暴力をふるう、暴力を見せるなど、子どもを巻き込むこともあります。
- セクシュアル・ハラスメント**…相手の意に反して行われる性的な言葉や行動で、相手の尊厳や人権を傷つけ、相手に不利益や苦痛等を与えたり相手の生活環境を害したりすることをいいます。

## ●市に対する男女共同参画に関する苦情（第 21 条～第 32 条）

### 苦情の申し出

市民や団体等は、市が行う男女共同参画を推進する施策や措置または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策や措置に対して苦情を申し出ることができます。



### 男女共同参画推進委員

申し出のあった苦情が処理の対象となるかどうかを判断します。  
処理の対象となる場合は、市の機関に対して必要な調査を行います。

#### 是正勧告

調査の結果、市の施策や措置が男女共同参画の推進を阻害している場合は、関係する市の機関に対して是正や改善をするよう勧告を行うことができます。

#### 意見表明

苦情の内容が法律や権限の制約などによって、市の施策や措置を是正、改善するのが難しい場合は、制度改善のための意見表明をすることができます。



市の機関は、是正勧告を尊重しなければなりません。

推進委員が必要と認めるときは、どのような措置を講じたかを推進委員に報告しなければなりません。



### 申し出人への通知・公表

推進委員は、勧告や意見表明を行ったとき、処理が終了したときは、申し出人に通知し公表します。

## ●男女共同参画社会推進審議会（第 33 条～第 34 条）

男女共同参画に関することについて調査・審議したり、男女共同参画計画の策定や推進状況について意見を述べたりし、小郡市の男女共同参画の推進について審議する組織です。委員は学識者、関係団体代表、公募委員からなる 15 人以内で、男女どちらかの委員の数が 10 分の 4 未満とならないよう規定されています。

— 問い合わせ先 —

経営政策部 総務広報課 男女共同参画推進室

〒838-0198 小郡市小郡 255-1 ☎72-2111 ファクス 73-4466